

## Fund Report

米国短期社債戦略ファンド2017-03  
(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券 ※課税上は株式投資信託として取り扱われます。  
※購入の申込期間は終了しています。

## - 第2期分配金のお知らせ -

日頃より『米国短期社債戦略ファンド2017-03 (為替ヘッジあり)』をご愛顧賜り誠にありがとうございます。  
当ファンドでは11月27日に第2期の決算を行い、基準価額水準、市況動向、分配対象額等を勘案した結果、当期(第2期)の分配金を以下の通り決定いたしました。

第2期の分配金(税引前、1万口あたり)

40円

当期の米国債券市場では、利上げが緩やかなペースで行われるとの見方が強まったことなどから米国債利回りが低下傾向を辿り、社債市場は堅調に推移しました。8月には北朝鮮問題に伴う地政学リスクの高まりからスプレッドが拡大し下落する場面もありましたが、9月FOMCで年内の追加利上げが示唆され、米国債利回りは上昇したものの、地政学リスクが後退したことなどからスプレッドは縮小し、社債市場は上昇傾向を辿りました。足許は新規発行の増加や米税制改革に対する先行き不透明感などからやや軟調に推移しています。

当ファンドは、引き続き主として米ドル建ての社債等へ実質的に投資することで、安定した利息収益を確保するとともに、トータルリターンの獲得を目指して運用してまいります。

今後の分配金については、基準価額水準、市況動向、分配対象額等を勘案し、決算の都度決定いたします。

※分配対象額が少額な場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## &lt;基準価額等の推移 (設定日(2017年3月21日)~2017年11月27日)&gt;

## ■ 基準価額等の推移



## ■ 基準価額・純資産総額

基準価額	10,111円
純資産総額	18億円

(2017年11月27日現在)

## ■ 基準価額騰落率

設定来	1.6%
-----	------

(2017年11月27日現在)

※基準価額は信託報酬控除後のものです。※分配金再投資基準価額および騰落率は、信託報酬控除後の基準価額に対して、税引前分配金を決算日に再投資した修正基準価額をもとに算出、表示。※騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。※上記データは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください

1/6

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

資産運用のベストパートナー、だいわすみぎん



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

# Fund Report

## 米国短期社債戦略ファンド2017-03 (為替ヘッジあり)

### <ファンドの目的>

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として米ドル建ての社債等へ実質的に投資することで、安定した利息収益を確保するとともに、トータルリターンを獲得を目指して運用を行います。

### <ファンドの特色>

- 投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての社債等に実質的に投資し、安定した利息収益を確保するとともにトータルリターンの獲得を目指します。
    - 当ファンドは下記の「指定投資信託証券」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

<指定投資信託証券>

ルクセンブルグ籍外国投資証券

    - ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・ショート・デュレーション・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ クラス IXOシェアーズ (Cap MDist)

※指定投資信託証券は、今後変更または追加される場合があります。

    - 指定投資信託証券は、米ドル建ての社債等を主要投資対象とし、運用はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（所在地：米国ニューヨーク）が行います。
    - ・機動的な銘柄入替えを行い、相対的に高い利息収益の継続的な確保を目指します。
    - ・短期デュレーション運用により、金利変動による価格変動リスクを極力排除します。

※ポートフォリオ（短期金融商品等を含みます。）の目標平均デュレーションは、通常の状態では原則として3.5年以内とすることを基本とします。

※個別証券では、残存期間が3.5年を超える債券に投資する場合があります。
- 組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。
  - 毎年5月、11月の27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を目指します。
    - 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
    - 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
    - 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

次ページに続きがあります。必ずご確認ください。

# Fund Report

## 米国短期社債戦略ファンド2017-03 (為替ヘッジあり)

### <ファンドの特色>

前ページからの続きです。必ずご確認ください。

4. 信託期間は平成29年3月21日から平成33年9月21日とします。
- 平成33年8月23日の既払分配金を含む基準価額（1万口当たり、税引前。以下同じ。）が10,500円未満となった場合、信託期間を4年延長し、信託期間終了日を平成37年9月22日とします。
  - 毎営業日において、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、上記にかかわらず、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。
  - 目標水準は、平成33年8月23日以前は11,000円とします。信託期間を延長した場合の平成33年9月22日以降は10,500円とします。
    - ・平成33年8月24日から平成33年9月21日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。
    - ・投資対象の外国投資証券の換金制限などにより当該外国投資証券の売却が速やかに行えない場合や、その他やむを得ない事情により既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。
    - ・既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから償還までの市況動向等により、既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額（1万口当たり、税引前。以下同じ。）が目標水準以下となることがあります。
    - ・既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから償還までの市況動向等により、既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額（1万口当たり、税引前。以下同じ。）が目標水準以下となることがあります。
    - ・目標水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額が目標水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### <投資リスク（詳しくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）>

- 当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。
- 基準価額を変動させる要因として主に、■流動性リスク ■金利変動に伴うリスク ■為替リスク ■信用リスク ■ハイ・イールド債券投資のリスク ■バンクローン投資のリスク ■転換社債投資のリスク ■カントリーリスク があります。

ただし、上記はすべてのリスクを表したものではありません。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください

3/6

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

# Fund Report

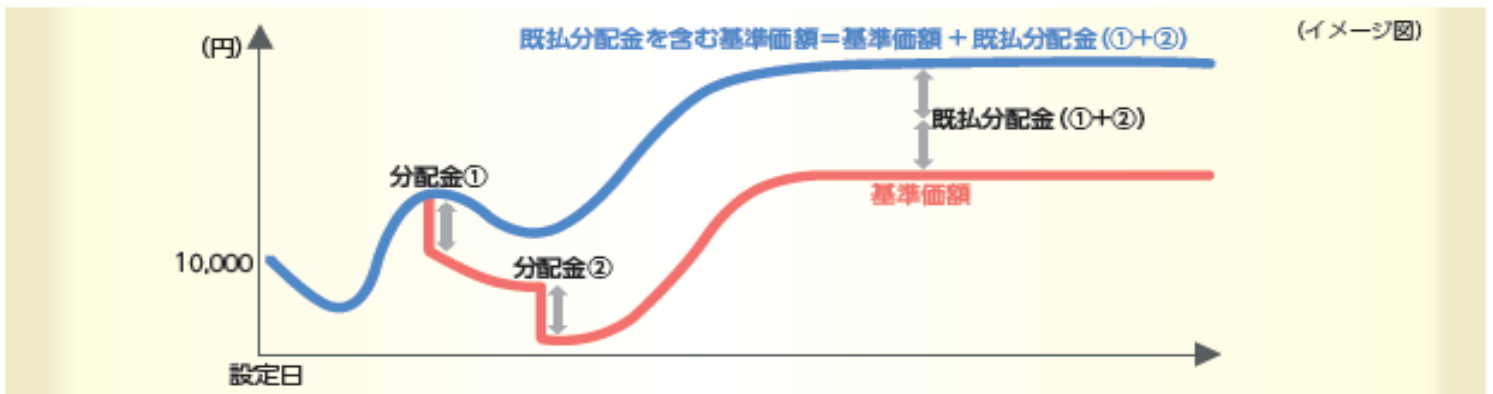
## 米国短期社債戦略ファンド2017-03 (為替ヘッジあり)

### 当ファンドの信託期間(償還方法)について

当ファンドの信託期間は、平成29年3月21日～平成33年9月21日の約4年半です。  
ただし、既払分配金を含む基準価額の水準により、繰上償還または償還延長する場合があります。

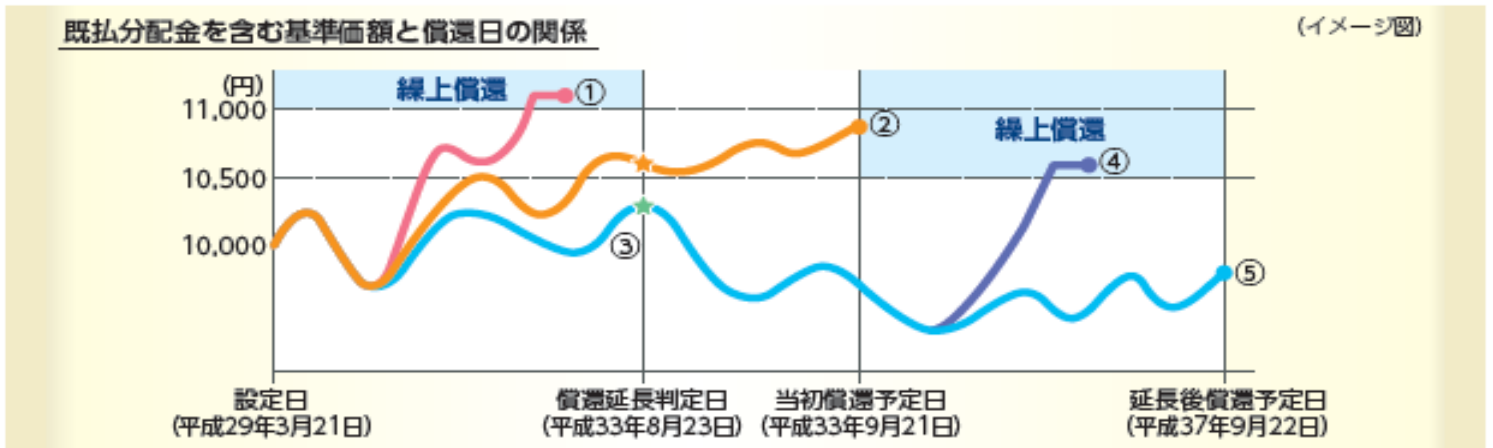
#### <既払分配金を含む基準価額とは>

既払分配金を含む基準価額とは、ある日の基準価額にそれまでに支払われた分配金を加算した価額のことです(分配金は1万口当たり、税引前)。



#### <信託期間(償還日)について>

当ファンドの信託期間(償還日)は、運用状況(既払分配金を含む基準価額の水準)によって決まります。



①償還延長判定日までに、既払分配金を含む基準価額が目標水準である11,000円を超えた場合、速やかに安定運用に移行し、繰上償還します。

②償還延長判定日の既払分配金を含む基準価額が10,500円以上11,000円以下の場合、平成33年9月21日に償還します。

③償還延長判定日の既払分配金を含む基準価額が10,500円未満の場合、平成37年9月22日まで4年間の償還延長をします。

④平成33年9月22日以降の既払分配金を含む基準価額が目標水準である10,500円を超えた場合、速やかに安定運用に移行し、繰上償還します。

⑤平成33年9月22日以降の既払分配金を含む基準価額が目標水準である10,500円を超えなかった場合、平成37年9月22日に償還します。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

# Fund Report

## 米国短期社債戦略ファンド2017-03 (為替ヘッジあり)

### <収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### <ファンドの費用（詳しくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）>

#### 投資者が直接的に負担する費用

※購入の申込期間は終了しております。

- 信託財産留保額           ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）           毎日、信託財産の純資産総額に**年率1.863%（税抜1.725%）**を乗じて得た額とします。  
運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。  
<運用管理費用（信託報酬）の配分>

委託会社	年率1.05%（税抜）	ファンドの運用等の対価
販売会社	年率0.65%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.025%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券では信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

- その他の費用・手数料           財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。  
※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください

5/6

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

# Fund Report

## 米国短期社債戦略ファンド2017-03 (為替ヘッジあり)

### <お申込みメモ (詳しくは最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)>

※購入の申込期間は終了しております。

- 信託期間 平成29年3月21日～平成33年9月21日(約4年半)  
※平成33年8月23日の既払分配金を含む基準価額(1万口当たり、税引前)が10,500円未満となった場合、信託期間を4年延長し、信託期間終了日を、平成37年9月22日とします。
- 換金単位 販売会社がそれぞれ定めた単位とします。  
※お申込みの販売会社までお問い合わせください。
- 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額
- 換金代金 換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
- 換金申込受付不可日 ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所の休業日と同日の場合、ならびに12月24日はお申込みできません。
- 決算日 毎年5月、11月の27日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
- 収益分配 年2回の決算時に分配を行います。

### <投資信託に関する留意点>

- 投資信託は、元本保証、利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- 投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

### <委託会社およびその他の関係法人>

- 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)  
大和住銀投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号  
加入協会/一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)  
三井住友信託銀行株式会社
- 販売会社

取扱販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社三重銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号	○			

(50音順)

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください

6/6

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。